平成２６年（フ）第４号
大分県日田市中城町３番41号
債務者　中村千惠子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第７２号
群馬県高崎市石原町1519番地　市住１棟16号
債務者　木暮　雄一
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１１号
千葉県匝瑳市川辺7254番地５
債務者　佐久間よしえ
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
千葉県山武市小松1959番地１　関東ハイツ３
債務者　石川ゆみ子（旧姓今川・西村・背黒）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９５号
相模原市緑区三ケ木379番地６　高見ハイツ103
債務者　正木江理加（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１００号
相模原市中央区東淵野辺５丁目９番３号　ボヌール河本403
債務者　大里　秀樹
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１０１号
神奈川県座間市新田宿149番地の９
債務者　佐藤美佐枝
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１０７号
相模原市南区東林間６丁目２番13号　ビライーストⅠ201
債務者　播磨　嵩義
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１０９号
相模原市緑区大島815番地１セジュール大島Ａ201号
債務者　飯島　一弥
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１７号
新潟県三条市西裏館１丁目２番21号
債務者　長谷川ハナ子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１０４号
静岡県三島市鶴喰24番地の２　県営三島南団地２―204
債務者　澤本　美紀
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
岡山県津山市一方29番地８
債務者　出口紀代子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２号
岡山県津山市紫保井1500番地３　暁アパート２階６号室、前住所岡山県津山市野介代1138番地14
債務者　山﨑　康範
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２０号
北海道夕張郡栗山町中央４丁目36番地　コーポサカタ１号室
債務者　近藤　正樹
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２４号
北海道岩見沢市南町９条２丁目４番３号
債務者　南　　利明
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１９号
新潟県上越市東城町１丁目14番７号
債務者　草野　光義
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３号
兵庫県加東市北野177番地２
債務者　長谷川あい子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所社支部